

「神戸プレミアム宿泊クーポン（第2弾）」（仮称）事業 参画宿泊事業者 公募要領

1 事業の目的

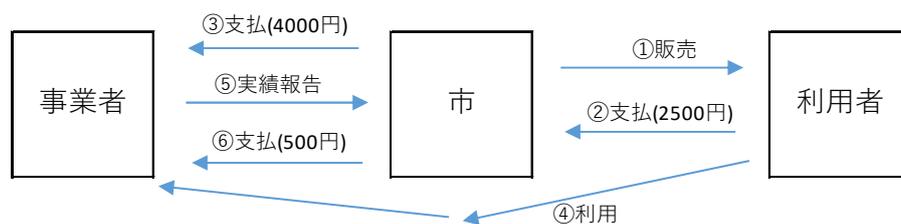
新型コロナウイルス感染症の流行により落ち込む観光需要を早期に回復し、宿泊事業者を支援するため、市民を対象に「神戸プレミアム宿泊クーポン（第2弾）」（仮称）（以下、「クーポン」という）を発行する。

2 神戸プレミアム宿泊クーポン事業（第2弾）について

（1）概要

- ・市民を対象に、額面 5,000 円の宿泊クーポンを 2,500 円で抽選販売
- ・購入希望者は利用希望施設を指定して抽選販売に申込み、各施設における市民の購入実績を基に、クーポン利用前に市が事業者へクーポン代金等の一部（購入枚数×4,000 円）を前払いする。
- ・実際にクーポンが利用されると利用期間終了後に 1 枚当たり 500 円を追加で支払うが、利用されなければ事務局へ利用されなかったクーポン枚数×4,000 円を返金いただく。

（事業スキーム案）



（2）クーポン内容

- ・対象者：神戸市民（市内居住者）
- ・販売額：額面 5,000 円を 2,500 円で販売（割引額は事業者 500 円、市 2,000 円負担）
- ・購入枚数：1 人 1 申込、最大 4 枚（額面 2 万円）まで
- ・募集期間：令和 3 年 12 月 1 日～14 日
- ・利用期間：令和 4 年 1 月 15 日～12 月 28 日
 - ※宿泊の場合は利用開始日のチェックインから 12 月 28 日チェックアウトまで
 - ※GW 期間（4 月 28 日～5 月 8 日）は除く。
- ・対象費用：日帰り、宿泊、レストラン利用
- ・利用条件：利用対象宿泊施設の自社 HP や電話等により直接予約し、かつ、現地で利用料金を支払うこと
- ・発行枚数：12.5 万枚

3 事業者の参画要件

- ① 市内にて、旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く）を営む施設、もしくは住宅宿泊事業法第3条第1項の届出に係る住宅にて、宿泊施設を有する事業者であること。ただし、以下に該当する宿泊施設は除く。
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
 - ・ 入札参加への停止の措置若しくは除外の措置を受けている者
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体
- ② 各種関係団体の感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止ポスターの掲示や具体的な感染防止対策を行うこと。
- ③ 行政からの要請（営業自粛要請・時短営業要請等）に協力すること。
- ④ 本事業の割引額のうち1枚あたり500円を事業者が負担することを了承すること。（最終的に額面5,000円のクーポン1枚あたり4,500円が事業者へ支払われる。）なお、前払いされたクーポン代金等について、クーポンが利用されなかった場合は返金すること。
- ⑤ 本事業で定める手続きやクーポンの適正な取扱いを遵守すること。
- ⑥ 事業の円滑な運営のため、市や事務局からの依頼に対して協力すること。（実績報告や市事業のパンフレットの配布、アンケートへの協力等を想定）

4 本事業における事業者登録申請方法

（1）登録募集期間

一次募集 令和3年11月1日～令和3年11月11日17時

二次募集 令和3年11月12日～令和3年11月19日17時

※一次募集期間内に申請された施設は募集チラシ（紙媒体）とウェブサイトを利用施設一覧として掲載されるが、二次募集期間内に申請された施設はウェブサイトのみで、募集チラシには掲載されないため、一次募集期間内の登録を原則とする。

（2）事業者登録方法

専用ウェブサイトにて入力

<https://www.hankyu-travel.com/hojin/kobe/>

（3）登録の審査について

登録申請後、事務局にて審査を実施

（4）審査終了後の流れ

- ・ 事務局より審査結果の連絡（書類や必要物品の送付）
- ・ クーポン事業開始
- ・ 市からクーポン代金等の前払い（令和4年2月中旬以降）

5 クーポン利用・精算手続きについて

(1) 利用条件

- ・利用者が市内居住者であること。
※事業者において、利用者の身分証等により確認を行うとともに、クーポンに住所等の必要事項が記載されているかを確認すること。
- ・事業者独自で運営しているウェブサイトもしくは電話により直接予約し、かつ、現地で料金を支払うこと。
※本事業の利用条件を満たす限り、国や県事業との併用は妨げない。
※事前予約のない利用については、事業者が受付可能であれば利用可。
- ・現金との交換及びお釣りの支払いは不可。
- ・宿泊者一人あたり最大4枚まで利用可。

(2) 利用対象の考え方

- ・日帰り、宿泊：施設が提供する日帰り、宿泊プランの利用料金
※日帰りの場合、エステや温泉等の単体のサービスや物販については対象外
※近隣飲食店等の他施設と連携したプランも可能だが、他施設の利用日は当日のみ（宿泊の場合はチェックアウト日含む）とする。
※プリペイドカード等の換金性の高いものを含むプランは不可。
- ・レストラン：参画事業者（施設）内のレストランでの飲食料金

(3) 実績報告、精算（予定）

- ・月末締めとし、翌月の指定日までに必要書類を事務局へ提出
- ・利用期間終了後は、事務局にて実績確認を行ったうえで精算
※振込手数料や実績報告に要する一部送料は事務局負担とするが、その他の費用は事業者負担とする。

6 その他

- ① 登録を受けた事業者が参画要件を満たしていない場合は、登録を取消す。
- ② クーポンの不適切な取扱いや虚偽の報告、不誠実な対応があった場合は、登録の取消しや返金を求める場合がある。
- ③ 緊急事態宣言の発令等、事業運営に特段の変化が起こった場合は、事業内容等を一部変更する可能性がある。
- ④ 本公募要領に記載されていない事項については、事務局及び神戸市にて協議し、決定する。
- ⑤ 本事業に係る詳細な手続きやクーポンの取扱いについては、別途作成予定の参画事業者用マニュアルにおいて定める。